

徳島県告示第六十八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次とのおり公示する。

その関係図面は、徳島県県土整備部河川政策課及び徳島県東部県土整備局徳島庁舎に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月三日

徳島県知事　後藤田　正　純

- 一　河川の名称
一級河川吉野川水系園瀬川
- 二　廃川敷地等が生じた年月日
令和八年二月三日
- 三　廃川敷地等の位置
徳島市上八万町上中筋九五三番六及び九五三番七
- 四　廃川敷地等の種類及び数量
土地　一、一三一・六四平方メートル